

# Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

# 2

No.195

FEB. | 2015

www.kindai-sales.co.jp

平成27年2月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第17巻第2号通巻195号

## 連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンズリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

ライフプランニング/不動産プランニング/タックスプランニング

## 特別企画

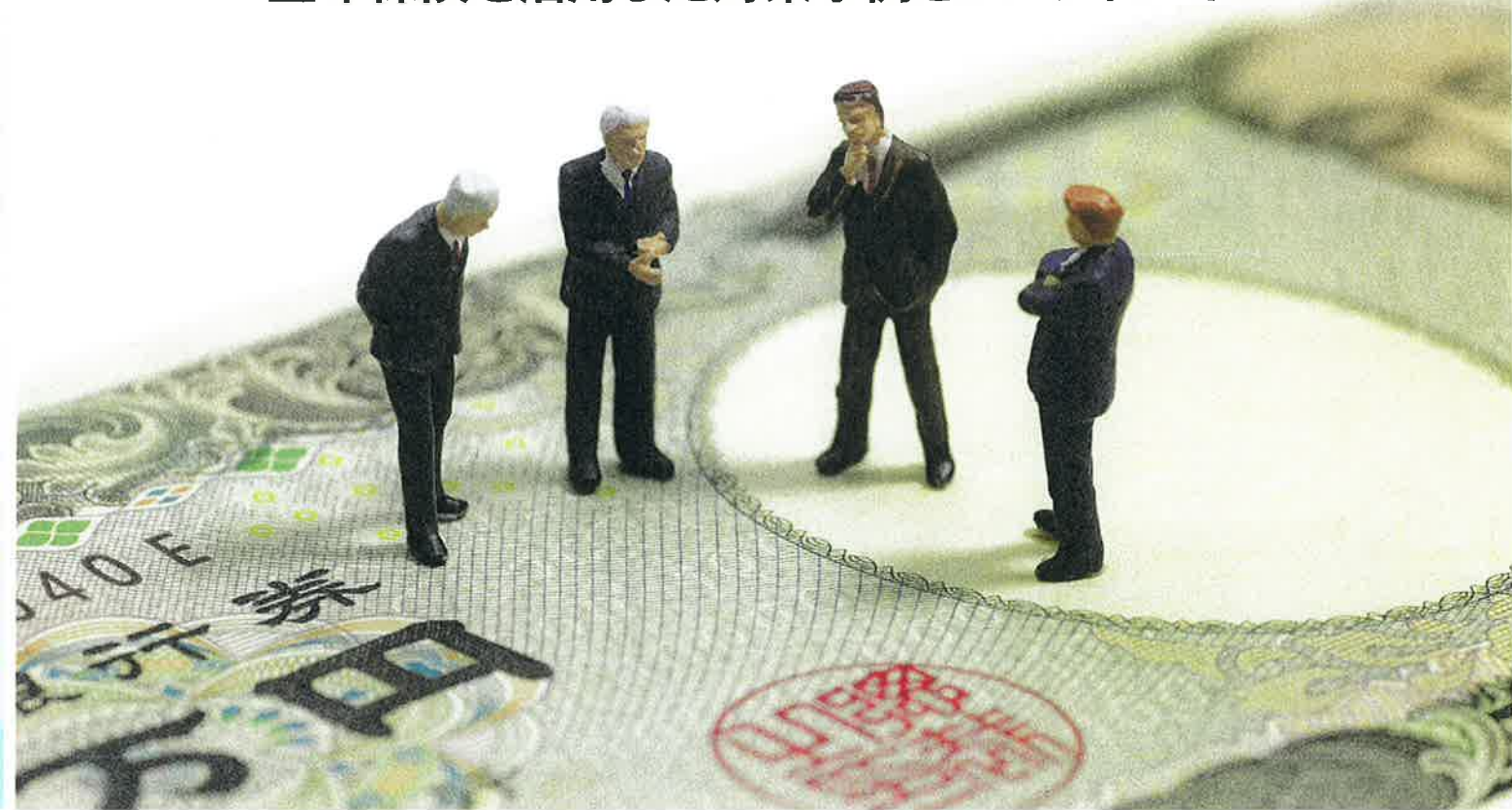
2015年の税務申告を  
マスターする!

〈後編〉確定申告の基本と

2015年からの変更点

# ついに改正! いますぐはじめたい 相続対策

生命保険を活用した対策事例とFPアドバイス



# 生命保険を活用した節税対策



**両親は、金融資産を多く持つ。何か相続対策を行いたいが、どんな方法があるか知りたい**



私の父は株式や投資信託への投資が趣味で、金融機関に預けている財産額も多く、母の資産運用も父が行っています。私たち子ども（兄と、妹の私）は、自分の子どもの教育資金がかかり、財産形成が十分ではなく、両親の相続税が払えるのかどうか不安です。また少しずつ、節税対策をしていきたいのですが、どのようなものが可能でしょうか。

**A**

金融財産が多いということなので、1つは、生命保険の非課税枠を活用するための死亡保険へ加入、もう1つは、お孫さん達に暦年贈与の範囲内か若干超える程度の現金を贈与し、その現金を使ってお孫さんが生命保険に加入してみてもはどうでしょうか。お孫さんはまだ小さいので、無駄遣いをしないように、保険種類を年金保険にしたり、お孫さんのご両親いずれかを被保険者にした死亡保険にすることなどがお勧めです。



小城麻友子税理士事務所・税理士 **小城麻友子**

金融資産が財産の大半を占め、相続税額が多額になっている

ご相談者の家族構成は、**図表1**のとおりである。父親と母親が存命で、子どもは、相談者（長女）と兄（長男）の二人である。長女と長男には、それぞれ子どもが2人おり、長女の長子は既婚で、子どもが1人いる。

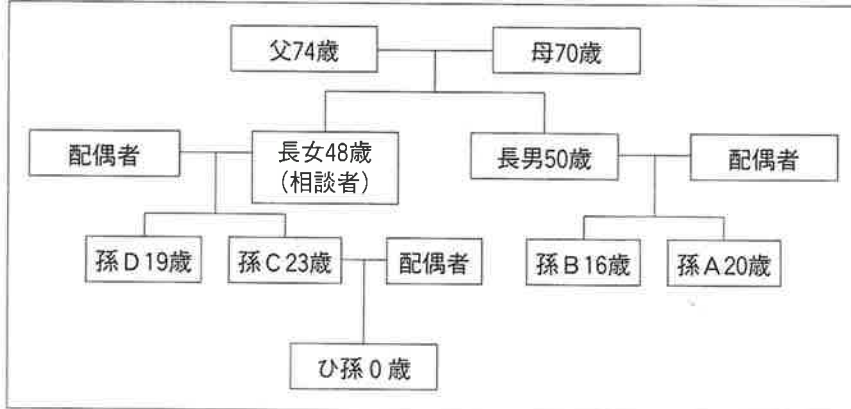
長男は、半年くらい前の健康診断で病気が見つかり、会社で早期退職を募っていたことから、早期退職に応じ、配偶者が勤めに出ている。長男は、手術を受け、長期入院から戻ったところだが、今後再就職は体方面・年齢面からも難しいと考えられる。長男・長女ともに、まだ学生の子どもがおり、学費負担があと数年は発生する状態だ。

●ご相談者のご両親の資産内容と現状での税額試算

ご相談者の父親は、公務員を勤め上げ、在職中は官舎住まいであり、節約家のため、かなり預金関連



図表1 相談者の親族関係図



の蓄えがある。退職後、株式や投資信託に興味を持ち、株式新聞を購読するほど熱心で、その才能があるのか、投資財産はかなり増額し、預貯金が2億円、その他金融資産が1億2000万円ある。

不動産は、母親と一緒に暮らす埼玉県にあるマンション（2LD

図表2 父母の財産状況

(単位：百万円)

	父の財産	構成割合	母固有の財産	構成割合
預金	200	94%	70	100%
株式（上場）	20		0	
投資信託	100	6%	30	0%
不動産	20		0	
合計	340		100	
税額見込* 1・2	58		7	

- \*1 父の税額見込は、居住用不動産に小規模宅地の特例の減額を加味している。
- \*2 母の税額見込は、現在の母固有財産のみを加味し、父からの遺産分割は加味していない。
- \*3 父母ともに、法定相続分で分割したと仮定した税額である。

K)のみだ。母親は、実家の相続により取得した預貯金と、自分自身も実家で営んでいた飲食店で60歳ごろまで働いて貯めた預貯金があり、7000万円あり、父親が資産運用の指図をして母親が購入した投資信託が3000万円ある。それぞれの資産内容は、詳細は図表2

を参照されたい。

この状態で相続税額を簡便的に試算してみると、父については、小規模宅地の減額の規定を使用しても、5800万円程度の税金がかかり、母については、現状の母固有の財産だけで見積もっても、700万円程度の税金がかかる見込みである。

**納税資金に不足はないが  
多く遺すために節税対策を**

●生命保険を使った対策——死亡保険活用

当該事例は、父親の預貯金で納税額は十分に納付が可能であるため、土地持ちの方にありがちな「財産評価の金額は高いが、換金性の問題から、納税資金の不足が懸念

される」といった問題は発生していない。

だが、贅沢をせずに築いてきた財産であるため、何らかの対策をして、少しでも多くの世代に遺したいところである。そのためには生命保険を使った下記2つの対策を勧めたい。

まず、今後被相続人となる方が、死亡保険に加入し、相続税法の生命保険の非課税制度を使うことで、節税を図る方法である。当該事例では、父親も母親もある程度の預貯金を保有しているため、父親と母親がそれぞれ、契約者（保険料負担者）および被保険者となり、受取人を長男と長女にした死亡保険に加入する。

父親・母親の順番で死亡すると

生命保険を活用した節税対策

仮定し、父親の場合の生命保険の非課税金額は、500万円×相続人3人で1500万円。これを、長男と長女で半分ずつ受け取る契約として、各自の受取額は750万円となる。

ここでのポイントは2つ。1つは、配偶者がいる場合であっても、配偶者を受取人にはしないということだ。これは、相続税法で、配偶者については、1億6000万円までの取得財産には税金がかからない配偶者軽減があるためだ。つまり、配偶者は保険金の非課税規定の枠を子どもに回して、自身は配偶者軽減の適用を受けるほうが、一家としてみた場合、税額の抑制が大きくなる。

もう1つのポイントは、孫がい

ても、子どもが存命である場合には、孫にせず子どもを受取人にするのだ。なぜかという点、生命保険の非課税の規定というのは、「相続人が」受け取った一定の保険金が非課税になる制度である。子どもが存命である場合には、孫は相続人にはならず、この非課税規定は使えない。そればかりか、相続人以外が財産を取得した場合、相続税額の2割加算という規定にひっかかり、孫については、孫の分の相続税の2割を余分に加算されてしまうのだ。

次に母親の場合、相続人が1人減るため、生命保険の非課税金額は、500万円×相続人2人で1000万円である。これについても、長男と長女で半分ずつ500

万円の受取金額にする。ここでは、長男と長女で同額にしているが、受取人が複数の場合、受取人間で同額でなければいけないわけではないので、金額に差をつけることも可能だ。

生前贈与した現金を使い  
生命保険に加入する

●生命保険を使った対策——贈与と生命保険を活用

次の方法は、生前贈与と生命保険を絡めて使う対策である。この方法では、2つやり方がある。

まず1つ目は、父親・母親が、孫もしくはひ孫に基礎控除範囲内の金額もしくは基礎控除を少し超える程度の金額の現預金を贈与する。現預金をもらった孫もしくは

用語解説

**生命保険の非課税制度**  
亡くなった方が保険料を支払っていた生命保険金や損害保険金で、死亡保険金を受け取った場合、その受取人が相続人であるときは、500万円に法定相続人の数を乗じた金額までは、相続税は非課税となる。

**有期定期金**  
例えば10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして、贈与税がかかる。

ひ孫は、その現預金を資金として、契約者（保険料負担者）と受取人を孫もしくはひ孫、被保険者をその契約者（保険料負担者）の両親のいずれかにして、死亡保険に加入する。

父親と、長男の大学生の子ども（孫A）を用いて一例をあげる。まず、父親が孫Aに、120万円の現金贈与をする。孫Aは、その120万円を使って、孫Aの父親（＝父親から見た長男）を被保険者、契約者（保険料負担者）と受取人を孫Aとして、死亡保険に加入すると、孫Aの父親（父親から見た長男）の死亡時に、孫Aは保険金を受け取ることができる。この場合、支払った保険料は、契約者（保険料負担者）である孫

やひ孫の年末調整や確定申告の際の生命保険料控除の対象となり、被保険者が死亡したときには、孫もしくはひ孫は、(受取保険金額ー支払保険料総額)×1/2の金額が一時所得として、所得税が課せられる。

2つ目としては、贈与の方法までは前述と同じで、加入する保険と被保険者が変わる。契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人すべてを、贈与を受けた孫もしくはひ孫として、個人年金保険に加入する。個人年金保険は、いわゆる日本年金機構の公的年金と似たようなもので、一定の年齢まで保険料を払い、60歳等、保険種類で決められた年齢になったときに、年金として保険を受け取れるもの

である。

こちらにも、契約者(保険料負担者)である孫やひ孫の年末調整や確定申告の際の生命保険料控除の対象となり、保険金の受取時には雑所得として、受取保険金額から支払保険料額を控除した金額に対して、所得税がかかる。

ここでのポイントは、生前贈与を受けた現金を、そのまま現預金で残さず、生命保険に変えてしまおうということである。よく筆者が贈与を使った相続対策を勧めた場合に、相談者の方が迷われることが、確かに小さい孫や子どもにも自分たちの財産を少しづつ譲りたいとは思いますが、働く前からある程度まとまったお金が自分にあることを知ってしまうと、本人のために

よくないのではないかということである。

そのような不安を解消するためには、生命保険を使うこの方法には有効だ。1つ目の方法では、被保険者が孫・ひ孫の両親のいずれかであるため、その死亡時までには現金としては自分のものにできないし、2つ目の方法は、年金の形になるので、ある一定の年齢までは口座に振り込まれてこないというように、前述の不安を解消することがができる。

ただし、この方法を複数年で使おうとする場合は、注意が必要である。定期的に定額を贈与すると、有定期金の贈与ではないのかと税務署から指摘される可能性があるのだ。

どのような指摘かというと、毎年100万円を10年間贈与した場合、1年目のときに1000万円を渡したいが、贈与税が課税されるのを避けるため、分割して渡したに過ぎず、本来の贈与額は1000万円なので、1年目のときの1000万円に対する贈与税が漏れていたという指摘である。

ある程度連続して贈与したい場合、このような指摘をされないためには、孫やひ孫が小さければ、生命保険加入以外にも教育費など資金の必要がある場面が出てくるはずなので、毎年贈与するかどうかを判断し、この生命保険を含め、複数の用途や贈与の理由を明確に都度文書にして、渡すことが必要だ。



**小城麻友子**  
小城麻友子税理士事務所 所長  
税理士

昭和49年生まれ。ベンチャーキャピタルや投資銀行部門での経験後、平成20年に開業。法人・個人の税務会計では、会計からの課題を解決するためのサポートを行っている。